

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成19年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月31日から19年1月1日まで

私は、A社が倒産する平成21年5月15日まで同社が経営するB事業所に継続して勤務しており、申立期間について、厚生年金保険料は給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、C役場から提出された平成18年分の所得照会回答用証明書及び同僚の証言から、申立人はA社が経営するB事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における平成18年11月のオンライン記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成19年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを18年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から48年3月までの期間及び49年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から48年3月まで  
② 昭和49年1月から同年3月まで

私は、体が弱かったので、老後の生活のことも考え国民年金に加入し、生活が苦しいときは、免除をしてもらっていたが、昭和52年頃、「今日までに窓口に来れば、今までの未納分も納めることができる。」というラジオ放送を聞き、市役所で申立期間の国民年金保険料を別の未納分の保険料と一緒に納付した。当時の年金担当者からも、「これで未納はありません。」と言われ安心した記憶があるので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料と一緒に納付したとする沖縄特別措置の該当期間（昭和42年度から44年度）の追納保険料及び申立期間直後の昭和49年4月から50年5月までの過年度保険料は52年3月31日に納付されていることが申立人に係るオンライン記録により確認できる。

しかしながら、申立人がこれらの国民年金保険料を納付したとしている昭和52年3月31日の時点では、申立期間①及び②は時効により保険料を納付することができず、申立人は、52年3月以外に申立期間の保険料を納付した記憶はないと述べているほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月 1 日から平成 2 年 9 月 30 日まで  
私は、申立期間においてA事業所で従業員として勤務していたが、国(厚生労働省)の記録では厚生年金保険に加入してないことになっているので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、給与の口座振替記録及び申立期間にA事業所において厚生年金保険の加入記録がある同僚の証言により、申立人が同社において申立期間の大半の期間、勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人の雇用保険の加入記録によれば、申立期間の一部期間において別の事業所での加入記録(平成元年9月5日から同年11月6日までの期間)が確認できる。

また、申立期間において社会保険事務を担当していた同僚は、「申立人のことは覚えていないが、従業員の中には社会保険の加入を拒否し、加入していない者もいた。」と述べている。これについて申立人は、「申立期間後のA事業所で2回の厚生年金保険の加入期間があるのは、同社で加入の希望を聞かれたので『加入します。』と答えたことによるが、申立期間の時は加入の希望を聞かれたかどうか覚えていない。」と述べており、同社では申立期間当時、従業員に対して厚生年金保険への加入希望の有無を確認して加入させていたことがうかがわれる。

さらに、当該事業所は既に閉鎖されているため事業所調査ができず、申立期間当時の事業主にも連絡が取れないことから、当時の厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除について確認することができない。

加えて、A事業所に係る被保険者名簿によれば、整理番号に欠番は無く、申立期間において申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 43 年 1 月 25 日まで  
私は、年金相談の際、申立期間に係る脱退手当金が支給された記録になっていることを初めて知った。脱退手当金を受け取った覚えは無いので、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 社 B 事業場に係る厚生年金保険被保険者原票により、申立人の整理番号の前後 102 名のうち、脱退手当金の受給要件を満たした女性で、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失月である昭和 43 年 1 月の前後 7 年以内に資格喪失した者 66 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、40 名について脱退手当金が支給された記録が確認でき、そのうち、33 名が資格喪失日から 7 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、資格喪失日が異なる複数の者の支給決定日が同一の日付となっているものが複数認められるほか、申立人は、脱退手当金について、「同僚が、会社から『Cには年金制度がないから、返しましょうね。』と話していた。」と述べている上、申立期間前後の時期の A 社 B 事業場に係る複数の先例によれば、「会社が代理請求を行っていた。」「会社が手続し、銀行で脱退手当金を受け取った。」との同僚からの証言があることを踏まえると、申立期間当時、同事業所では代理請求の慣行があったものと認められる。

また、上述の厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人に申立期間に係る脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認でき、申立期間に係る脱退手当金は、その支給額に計算上の誤りは無く、法定支給額と一致している上、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 7 か月後の昭和 43 年 8 月に支給決定が行われているなど、支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに

脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。